

令和5年度

学校教育計画



大阪府立羽曳野支援学校

目 次

1	学校教育活動の方針	1
(1)	学習指導の方針	1
(2)	自立活動の方針	2
(3)	特別活動の方針	2
(4)	道徳教育及び生徒指導の方針	3
(5)	進路指導の方針	4
(6)	人権尊重の教育の方針	5
(7)	健康管理と指導の方針	5
(8)	センター的機能の発揮・充実の方針	5
(9)	学校組織の運営方針	6
(10)	教員の研修方針・研修計画	7
2	校務分掌	9
(1)	校務分掌 一覧表	9

1 学校教育活動の方針

(1) 学習指導の方針

① 教科指導

- ・児童生徒の実態を正確に把握し、能力や特性に応じた指導計画を立て、児童生徒が可能性を最大限に発揮できるように指導する。
- ・一人ひとりの児童生徒の病種、程度に十分な考慮をし、心身に過重な負担をかけることのないよう配慮しながら、基礎内容の充実を図る。
- ・障がい克服するために必要な知識、技能、態度の育成については指導上特に配慮し、心身の健康の改善、保持、増進に努める。
- ・教材教具の利用、開発、指導法の確立について創意工夫をこらす。特に病院内分教室、訪問教育においては、種々の制約や困難点の打開に努め、調和のとれた指導を行う。
- ・日々の学習の喜びや成功を味わわせ、児童生徒一人ひとりがその能力を可能な限り発揮できるよう指導に努める。
- ・児童生徒一人ひとりの特性と成長の過程、指導観察の記録を取り、その障がいの改善克服が図れるよう指導支援に努める。

② 学習到達度に課題がある児童生徒に対する指導計画

- ・児童生徒の特性と成長の過程を的確に把握し、指導、観察の記録をとり、実態にあわせた個々の課題を出発点とし、具体的かつ興味関心を引き出すような指導法について工夫をこらす。
- ・未学習の程度、学習到達度を考慮した学習指導、見通しを持たせる学習指導、自己肯定感を高める学習指導に努める。そして、自学自習の力とその姿勢を育てていく。

③ 前籍校への試験登校

- ・児童生徒の病状が安定した後、主治医と協力し前籍校への復帰に向けて、試験的に家庭から前籍校に通学し、前籍校や家庭での自己管理に慣れることができるようにする。
- ・前籍校との交流学习を行い、適応力を高めるとともに、今後の指導に資する。

④ 図書室の利用指導及び読書指導計画

- ・図書や資料の利用を通じ、病気療養による乏しい直接経験を補い、主体的な学習態度や読書の習慣化を図る。

(2) 自立活動の方針

個々の児童生徒が自立をめざし、病気や障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う。

また、児童生徒や保護者が個に応じた支援の意義を理解し、必要に応じて支援が受けられるよう個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成、運用するようにする。

(3) 特別活動の方針

① 学級活動、クラブ・委員会活動

- ・教職員と児童生徒及び児童生徒相互の関わりを基盤として、それぞれが自分の役割を自覚し、集団活動に取り組む。
- ・自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

② 学校行事への取り組み

- ・集団の一員としての自覚を深め、他者と協力してよりよい生活を築こうとする自主的で実践的な行動の基盤を養う。

③ 交流行事

- ・近隣の小学校、中学校との交流を行い、さまざまな活動の体験を通して社会性を高め、互いに正しく理解しあい、好ましい人間関係及び豊かな人間性を育てる。

(4) 道徳教育及び生徒指導の方針

日常の教育活動や多様な体験を通して、コミュニケーション力やソーシャルスキルを身につけ、自主的に活動し、自己肯定感を高め、自己実現をめざす意欲を培う。

- ・時間を大切にするとともに、生活場面ごとに適切な行動をとれるようにする。
- ・礼儀正しく、人と気持ちよく接することのできる態度を養う。
- ・周囲と協調、協力しながら生活できる態度を育てる。
- ・学校や病棟でのルールや集団での約束ごとを守らせることを通して、社会に適応できる自主自律の態度を養う。
- ・生活環境の美化を含め、よりよい環境づくりに自主的に働く態度を育てる。

① 児童生徒指導

- ・児童生徒の生活指導について家庭、病棟との連携を密に行い、児童生徒の関係や事象を早く詳細に把握して、できるだけ早い段階での指導を行うようにする。
- ・いじめの早期発見に向け、病棟と連携し日々の連絡の中で、気になる状況があれば共有し確認する。いじめが明らかになった時にはいじめ対策委員会で迅速に連携対応する。

② 道徳教育

- ・入院中や病気療養中の児童生徒に対し、それぞれの長所を活用し周囲との信頼関係を構築する態度や自立に向かう姿を育てる。
- ・病気による未学習や体験不足による個々の課題を把握し、自分を見つめ広い視野から物事を考えることや生き方について考える態度を養う。

③ 交通安全指導計画

- ・交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを身につけさせるとともに、交通安全に対する自主的な判断力、行動力を養う。

(5) 進路指導の方針

- ・児童生徒一人ひとりが学習面の課題だけでなく生活面、体調面など細かい状況を考慮したうえで、自らの目標を設定し、進路を切り開いていけるよう、必要な情報の提供を行い、目標達成に向けての支援を行う。
- ・家庭、前籍校、医療、福祉との連携を図る。
- ・キャリア教育について、中学部の生徒を対象とし、進路や就職を意識した取り組みを行う。

中学部進路指導年間計画（令和5年4月1日付）

月	行事	月	行事
4	・羽曳野市中学校進路指導連絡協議会 (1回/1か月)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高校進路相談 ・進路懇談（必要時のみ） ・私立高校、専門学校出願 ・就職応募書類提出 ・チャレンジテスト実施（1・2年） ・校内統一テスト実施（3年） ・第2回成績判定会議（3年） ・進路だより配布（1月）
5	・大阪府立高等学校進路指導研究会 支援学校部会（1回/3か月程度）		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・進路希望調査 ・進路だより配布（6月） 		
7	・進学フェア		
8	・夏季補習	2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回成績判定会議（3年） ・校内統一テスト実施（1・2年） ・成績判定会議(1・2年) ・私立高校入試・発表 ・専門学校入試・発表 ・公立特別選抜入試・発表
9	<ul style="list-style-type: none"> ・校内統一テスト実施(3年) ・大阪府チャレンジテスト実施(3年) ・進路だより配布（9月） ・大阪府育英会奨学金申し込み 		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・進路懇談（必要時のみ） ・私学説明会 		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・進路希望調査 ・校内統一テスト実施（3年） ・第1回成績判定会議（3年） 		
12	<ul style="list-style-type: none"> ・進路懇談(必要時のみ) ・大阪府育英会貸付審査結果 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・支援学校高等部入学検査・発表 ・公立一般選抜入試・発表 ・公立一般選抜二次出願・入試・発表

(6) 人権尊重の教育の方針

大阪府の「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」に基づき、あらゆる教育活動を通じて、児童生徒の発達段階に応じた思考力、行動力、および主体性を養うとともに、豊かな人間関係を育み、差別をしない、差別を許さない人権感覚を身につけることができるよう、人権尊重の教育を積極的に推進する。

(7) 健康管理と指導の方針

保護者、医療、前籍校（養護教諭を含む）、福祉等、関係諸機関との連携を図りながら、児童生徒の健康実態に即した健康教育の在り方の追及や環境の整備に努める。

- ・児童生徒の実態に見合った保健指導を行い、健康管理のための保健知識を深める。
- ・学校環境衛生に留意し、学習しやすい環境整備に努める。
- ・職員研修を企画し、病気の理解を深め、学校生活における配慮事項の徹底を図る。
- ・校舎内外の施設、設備の安全管理に努め、計画的な安全点検と事後措置の徹底を図る。
- ・火災、地震等防災に対する安全管理と指導に努め、非常時における災害対策の徹底を図る。
- ・事故発生時、不審者侵入時等、緊急時に適切な行動がとれるよう安全指導の徹底を図る。
- ・教育活動中の事故防止に努める。
- ・校内におけるさまざまな感染症対策に取り組む。

(8) センターの機能の発揮・充実の方針

個々の児童生徒の成長、発達に応じたニーズを把握し、様々な機関と連携協力のもとで、幼児期から学校卒業までを通じ、一貫した教育的、心理的、社会的支援を行う。

(9) 学校組織の運営方針

教職員一人ひとりが病弱教育を実践する専門的スキルと自覚をさらに深め、拠点校にふさわしい組織教育的支援を地域社会に提供する。

① 児童生徒一人ひとりの状況に合わせた学力向上と病気の自己理解による自立・自己実現への取り組みの充実

- ・ 自立活動や総合学習を活用して病気や体調の自己管理を進め、心理的安定を図りながら退院後の家庭や前籍校での生活に積極的に参加できる力を育成する。
- ・ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用の充実を図る。また、児童生徒の特長を伸ばす支援体制の確立をめざす。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、長期欠席等による未学習部分を補い基礎学力の定着を図るとともに、見通しをもって粘り強く取り組む力や他の児童生徒、教職員、医療関係者等との対話を通して自己の考えを広げ深めていく力の育成を図る。また、不足しがちな実験や観察などの体験的学習を補うため、各教科等で ICT を活用した授業実践を進める。（本校、分教室、訪問を ICT でつなぎ、仲間意識を育て交流を進める。）
- ・ 児童生徒理解及び人権の擁護、保護者支援、個人情報の保護等、児童生徒が安心して学校生活を送り、自らの生き方を考えていけるよう、計画的・継続的に教職員研修を実施し、教職員の資質向上を図る。
- ・ 各種病弱教育研究会への実践発表に取り組むことにより病弱教育の専門性を高めるとともに、保護者や病院関係者等との信頼関係を構築できる若手教員の育成を図る。

② 小中で連続した、病弱支援学校としてのキャリア教育の推進

- ・ 小中学生のキャリア支援において、学校全体のシステムを確立し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた進路指導に取り組む。
- ・ 前籍校におけるキャリア教育と連携し、復学後、スムーズに教室に戻れるようにするとともに、病気のある児童生徒の将来を見据えたキャリア教育について検討し、よりよく生きる力を育成する。

③ 継続支援及び地域連携体制の充実

- ・ 保護者や前籍校及び医療と計画的なケース会議を実施し、適切な学習指導・生活指導・保健指導について四者間で共有することにより、入院時から退院後までの継続した支援を行う。

- ・地域連携部を中心に、地域社会で医療を必要とする児童生徒や本校に在籍した児童生徒の退院後のアフターケアをさらに推進する。
- ・病弱教育の理解を深める広報活動について、ホームページやリーフレット等の作成と配布、また、校区内の市町村や医療機関への訪問を行い、地域で生活している病気のある児童生徒への教育支援を行う。教職員は、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に努め、医療現場と連携して円滑な学校教育を推進する。
- ・安全安心な学校づくりを目標に、保護者、病院と連携した防災教育、いじめ対応の充実を図る。
- ・教職員の働き方改革について安全衛生委員会を中心に検討し、多忙感の減少、風通しのよい職場環境の充実を図る。

④ 施設及び設備の管理計画

- ・教育環境（施設、設備、教材、教具、校地等）の整備を図る。
- ・予算の執行にあたっては、計画的かつ効率的に執行をする。
- ・教育環境の不備を工夫によって補い、教育効果の向上に努めるとともに、教育環境改善に向けて関係課、病院等との連携の充実を図る。
- ・健康的な環境の保全に努めるとともに災害対策を確立し安全の確保を期する。
- ・実施可能な整備、改善はすみやかに行う。

(10) 教員の研修方針・研修計画

- ・大阪府南部の病弱教育の拠点校としての役割を果たすために、教職員の資質向上をめざし、実態やニーズに応じた研究研修を実施する。
- ・研究研修の成果を実践に活かし、積み上げていくために、研究誌にまとめ、次年度以降の実践に活用、展開していく。
- ・内容に応じて大学教授や医師等の外部人材や内部の人材を活用して、より専門的な知識を得るとともに、反省やニーズをふまえて充実を図る。

① 初任者の育成

- ・指導教員等初任者の指導にあたる関係教員が密に連携し、校内での初任者研修を実施する。
- ・初任者や経験の少ない教員のニーズや悩みに応える校内研修を実施する。

② 年間計画

実施月	内容	対象者
4月	病弱支援教育について	新転任者
	事務関係の手続きについて	
	学校保健について	
	個別の教育支援計画、個別の指導計画について	
	地域連携について	
	進路支援について	
	部署内新転任研修（施設見学を含む）	新転任者 部署異動者
	感染予防について	母子分教室教員
5月	転籍手続きについて	全教員
	Google Classroom（概要）について	
	食物アレルギーについて	本校教員
	小児白血病について	母子分教室教員
6月	プロロについて	希望者
	全校研究会①	全教員
	アトピー性皮膚炎について	本校教員
	気管切開について	母子分教室教員
	こころ科との全体研修	
7月	全校人権研修（人権教育、同和問題）	全教員
	各部署での教育について	新転任者、希望者
	スキルアップ研修（創作的活動）	希望者
	スキルアップ研修（体育的活動）	
	人工呼吸器について	母子分教室教員
8月	アレルギー疾患セミナー	全教員
9月	体罰防止研修	全教員
	全校研究会②	全教員
10月	ジェンダー平等教育 障がい者の人権	希望者
	11月	全校研究会③
	こころ科との全体研修	母子分教室教員
12月	スキルアップ研修（音楽的活動）	希望者
1月	自立活動実践交流会	自立活動部教員 希望者

- ・臨床心理士による事例検討研修を年10回実施する。回数については部署の実態に応じて各部署1～3回とする。
- ・ぜん息・EIA（運動誘発性ぜん息）についてはオンデマンド開催による通年視聴可能とする。

2 校務分掌

(1) 校務分掌 一覧表

